基調講演（要旨）

中小企業政策と中小企業会計について

中小企業庁事業環境部長　飯田健太氏

【飯田健太氏のプロフィール】

中小企業庁事業環境部長の飯田健太様は、昭和43年のお生まれで、東京大学法学部を卒業後、旧通産省に入省され、多くの要職を経験されています。本学会に関係するところでは、平成25年に中小企業庁事業環境部の財務課長に就任されました。そのときに、中小会計要領に係る信用保証制度の割引制度を立ち上げられ、また、各種事例集やリーフレットの制作などを通じて、中小会計要領の普及に努められました。平成28年には同庁経営支援部の経営支援課長に就任されました。このときには、経営革新等支援機関の実績に基づく「見える化」を導入され、同制度の役割の拡大に貢献されました。その意味で飯田様の招聘は「理論と制度と実務の知の融合を目指す」との本学会の設立趣旨に適った最高の人選と言えます。（坂本孝司学会副会長による紹介）

中小企業の生産性向上にむけ事業活動を類型化して支援

本日は、中小企業会計学会の第9回全国大会にお招きいただきまして、ありがとうございます。いまご紹介いただきましたように、私は中小企業庁事業環境部の財務課長のときに、中小企業会計の問題などに関わるようになりました。その重要性を含めて、中小企業政策についてお話しいたします。はじめに、中小企業政策の全体像を説明したいと思います。

わが国の中小企業は、全事業者数の99・7％、全従業者の68・8％、全付加価値額の52・9％を占めており、日本経済にとって極めて重要な存在です。中小企業政策の理念は、1948年の中小企業庁設置法制定時から時代の変化に応じて移り変わってきました。

高度成長期（1955年～）、安定成長期（1970年～）、転換期（1989年～）を経て現在は、2016年制定の中小企業等経営強化法に基づいて、労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の環境変化に対応し、中小企業等の生産性向上のための法的枠組みとして、本業の稼ぐ力の強化を支援することに力を注いでいます。

とはいえ、中小企業と一口に言ってもその事業活動は多種多様です。したがって、中小企業の生産性向上を図るため、やや強引ではありますが、事業活動に沿って四つの類型化を行い、その類型ごとに成長・支援のあり方を整備しています。

類型の一つ目は、地域の生活・コミュニティを下支えする【地域コミュニティ型】です。地域の課題解決と暮らしの実需に応えるサービスを提供する中小企業です。

二つ目は、地域資源等の活用等により付加価値の高いビジネスを展開する【地域資源型】です。良いものを高く売り、付加価値向上を実現しようとする中小企業です。

複製、転載、改編、変更、翻訳、再配布不可。

三つ目は、サプライチェーンの中核のポジションを確保する【サプライチェーン型】です。独自技術を用いてサプライチェーンの中で活躍し、生産性向上を実現しようとする中小企業です。

そして四つ目は、グローバル展開などにより中核企業に成長する【グローバル型】です。事業規模を拡大しながら中堅企業に成長し、高い生産性を実現しようとする中小企業です。

このうち【地域資源型】【地域コミュニティ型】企業の目指す方向性に関して、人口減少により地域内の総需要（消費）が減少していく中では、それぞれの事業者が（限られた人口規模でも事業が成立するように）生産性を高めつつ、①地域全体のグランドデザインに基づき、需給バランスの取れた持続可能な経済圏の形成、②自らの地域資源を最大限活用した海外等の域外需要の取り込みを目指していくことが重要ではないかと考えます。

また、【グローバル型】【サプライチェーン型】企業の目指す方向性に関して、規模拡大のパスを明確化した上で、企業規模を拡大する過程で必要となる経営リソース（ヒト＝人材、モノ＝技術・設備等、カネ＝資金）の確保に向けた対応を具体化することが必要ではないかと考えています。

こうした方向性に沿った中小企業施策を確実に実施していきます。

会計は中小企業発展のベース 会計ルールの普及に努める

そうした中で、中小企業の経営者の皆さんには、会計ルールに基づく会計処理を導入し、それを活用していただくことが必要です。自社の経営状況が分からない、つまり、現在の財務情報を時系列の中で把握できていないということになると、経営計画も立てられません。経営計画がなければ、自律的なビジネスの展開ができないということにもなり、いろいろな問題が出てきます。また、金融機関などの利害関係者に対しても正確な情報提供ができません。そうなると、経営の根幹が成り立たなくなってしまいます。

技術力さえあればビジネスが成り立つのだから、自社がいま黒字か赤字かどうかは、顧問税理士の先生に聞けばよいではないかという姿勢では、これから多様化やグローバル化する時代には通用しません。会計ルールに基づく会計処理をしっかり導入することにより、財務経営力が強化されるとともに、資金調達力が強化され、取引が拡大される可能性も増すことにもなり、それが中小企業の存続と発展につながります。そのベースが会計です（資料1）。

中小企業の会計ルールには、「中小企業の会計に関する指針（中小指針）」と「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」があります。中小指針は、中小企業が拠ることが望ましい一定水準を満たす会計処理であるため、主に、会計参与設置会社の活用が見込まれています。他方、中小会計要領は、経営者にとって理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つことを目的に策定されたものであるため、中小企業全般にとって活用しやすいものとなっています。

中小企業における財務会計の適用状況について、直近のデータによると、平成17年に中小指針を、平成24年に中小会計要領を策定したものの、全体として中小企業の7割以上は、税理士等に任せていて適用会計ルールを把握していない、という実態があることが分かりました（「中小企業実態基本調査（令和元年確報）」）。従業員数が多くなるほど、適用会計ルールを把握する中小企業が増える傾向があるとはいえ、この点が課題です。

経済産業省が取りまとめている「中小会計要領に取り組む事例65選」には、中小企業が中小

資料1

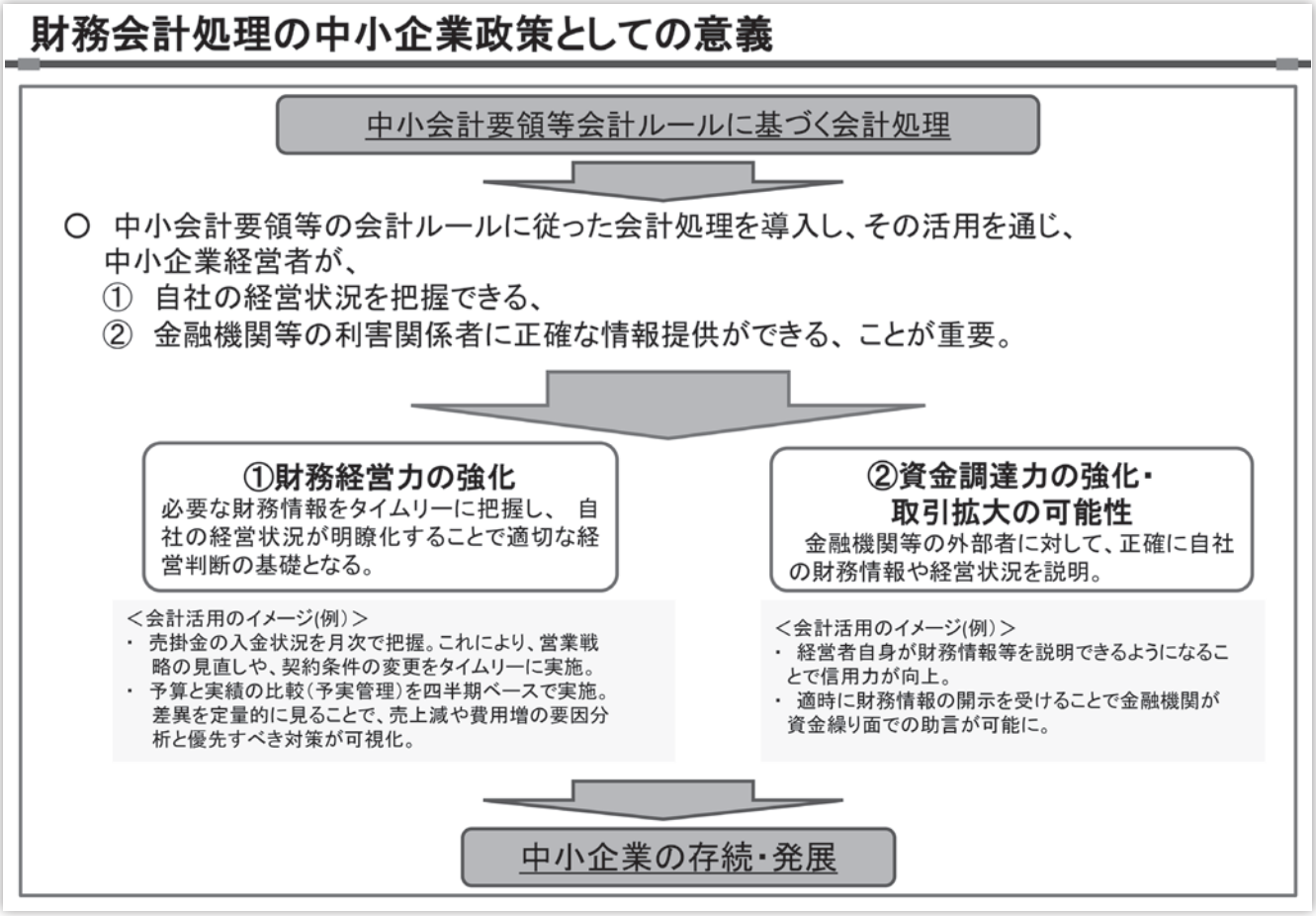

（講演資料より）

会計要領を活用することにより、調達コスト等を見直してコスト削減したケース、経営改善を行って赤字を脱却したケース、金融機関からの信頼性が向上したケースなどを紹介しています。

このような事例を経営者にPRしつつ、税理士の方々や金融機関の皆さんにもご協力いただきながら、会計ルールの普及に努めたいと思います。

認定支援機関の支援が必要な国の施策が年々増加・多様化

中小企業の経営には、技術力、商品開発、資金調達、人材育成等、いろいろなテーマがあります。しかし、こうしたテーマを経営者が一人で抱えるのには限界があり、やはり近くに相談相手となる存在が必要です。そうした問題を正面から受け止めて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現：中小企業等経営強化法）の一部改正により措置したのが、経営革新等支援機関の認定制度です。

現在の認定経営革新等支援機関数は約3万2000機関（累積では約4万1000機関）となっており（講演当時）、平成24年の制度施行から約8年で中小企業支援機関のすそ野の拡大が実現しています。この認定経営革新等支援機関の4分の3を税理士等が占めています。税理士法人の数も増えており、身近な相談相手としての役割を担われています。

こうした認定経営革新等支援機関の支援が必要とされる国の施策は年々増加・多様化し、中小企業の総合的な経営支援につながっています。最近では、新型コロナウイルス感染症対策の関連事業との連携が増えています。

コロナ禍による危機に前例にとらわれない施策を実施

2020年1月から感染拡大をはじめた新型コロナウイルス感染症により、中小企業・小規

■資料2

事業再生支援・経営改善支援の全体像

- **中小企業の事業再生・経営改善を支援**する施策として、①債権放棄などの抜本的な手法による事業再生を目指す**「中小企業再生支援協議会事業」**、②貸付条件の変更等の金融支援を必要とする本格的な経営改善計画を策定するための**「経営改善計画策定支援事業」**を実施。
- また、平成29年度より、中小企業の経営改善をより効果的に進めるため、より早期の段階から経営状況の見える化や改善計画の策定など、経営改善の取組を支援する施策として、経営改善計画策定支援事業を活用し、**「早期経営改善計画策定支援事業」を開始**。
- これにより、より早期の段階から再生局面にいたるまで、各ステージに応じた支援が可能。

	中小企業再生支援協議会（平成15年度～）	経営改善計画策定支援（平成25年度～）	早期経営改善計画策定支援（平成29年5月29日～）
対象	収益性のある事業を有しているものの、財務上の問題を抱える中小企業者	金融支援を必要としているものの自らの力では経営改善計画を策定できない中小企業者	金融支援までいたる前段階において、早期の経営改善を必要とする中小企業者
特徴	債権放棄や第二会社方式などの抜本的な再生手法を含む事業再生計画	リスケジュール等の金融支援を伴う本格的な経営改善計画	資金繰り管理や採算管理など早期からの経営改善として取り組むべき基本的な計画
実施主体	中小企業再生支援協議会	経営改善支援センター	

（講演資料より）

模事業者は、戦後最大とも言える危機に立たされました。事業の継続を支えるため、中小企業庁では、前例にとらわれない次のような施策を実施しています。

◎政府系金融機関の実質無利子・無担保融資

◎民間金融機関の実質無利子・無担保融資

◎持続化給付金

◎家賃支援給付金

◎生産性革命推進事業の特別枠

創設

◎事業再構築補助金

◎一時支援金、月次支援金　など

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の景況感は急激に悪化しています。一部、持ち直しの動きも見られますが、依然として厳しい状況が続いています。

そうした中で、特に、中小企業に対する事業再生支援・経営改善支援が重要になってきます。支援施策としては、中小企業再生支援協議会事業、経営改善計画策定支援事業、早期経営改善計画策定支援事業を実施しています（資料2）。

コロナ禍での支援の一例として中小企業再生支援協議会では、令和2年4月から既往債務の支払いに悩む中小企業に代わって、事業再生の可能性の検討をせず、金融機関に対し一括して元金返済猶予を要請するとともに、1年間の資金繰り計画の策定や新規借入を含めた金融機関調整等を行う特例リスケジュール計画策定支援を実施しました。これまでに4743件の相談を受け、2879件の支援を行い（講演当時）、利用者の97％が支援内容に満足しているという結果が出ています。

結びとして、冒頭に申し上げたように日本経済の強みの源は分厚い基盤を持つ中小企業の存在であり、その中小企業の経営を支えているのが会計です。中小企業会計学会の先生方に置かれましては、引き続き中小企業施策へのご理解とご協力をお願いいたします。■